

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 7 号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料の徴収及び額)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 <u>別表第 1 から別表第 8 までの事務の欄</u>に掲げる事務について、知事が、当該事務を処理する機関として指定されているもの（以下「指定試験機関等」という。）に対し、当該事務を行わせることとした場合にあっては、当該事務につき、<u>指定試験機関等の欄に掲げるもの</u>に手数料を納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(手数料の徴収及び額)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 <u>次</u>に掲げる事務について、知事が、当該事務を処理する機関として指定されているもの（以下「指定試験機関等」という。）に対し、当該事務を行わせることとした場合にあっては、当該事務につき、<u>当該指定試験機関等に</u>手数料を納付しなければならない。</p> <p><u>(1) 別表第 1 の 9 の項、15 の項、27 の項、44 の項、45 の項及び 77 の項に掲げる事務</u></p> <p><u>(2) 別表第 2 の 1 の項に掲げる事務</u></p> <p><u>(3) 別表第 3 の 60 の項に掲げる事務</u></p> <p><u>(4) 別表第 4 の 26 の項、26 の 2 の項、26 の 6 の項、26 の 8 の項、27 の 2 の項から 28 の項まで及び 28 の 5 の項に掲げる事務</u></p> <p><u>(5) 別表第 5 の 13 の項及び 18 の項に掲げる事務</u></p> <p><u>(6) 別表第 7 の 31 の項、42 の 3 の項及び 42 の 4 の項に掲げる事務</u></p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>別表第 1 指定試験機関等の欄、別表第 2 指定試験機関等の欄、別表第 3 指定試験機関等の欄、別表第 4 指定試験機関等の欄、別表第 5 指定試験機関等の欄、別表第 6 指定試験機関等の欄、別表第 7 指定試験機関等の欄及び別表第 8 指定試験機関等の欄を削る。</p>	

第 2 条 岩手県手数料条例の一部を次のように改正する。

		改正前			改正後		
1	別表第3（第2条関係）	環境生活事務関係手数料			別表第3（第2条関係）		
		環境生活事務関係手数料			環境生活事務関係手数料		
		事務	名称	金額	事務	名称	金額
		[略]			[略]		
		19 砂利採取法（昭和43年法律第74号） 第3条の規定に基づく砂利採取業者の 登録の申請に対する審査	[略]	<u>13,700円</u>	19 砂利採取法（昭和43年法律第74号） 第3条の規定に基づく砂利採取業者の 登録の申請に対する審査	[略]	<u>13,000円</u>
		[略]			[略]		
		21 砂利採取法第15条第1項の規定に基 づく業務主任者試験の実施	[略]	<u>7,800円</u>	21 砂利採取法第15条第1項の規定に基 づく業務主任者試験の実施	[略]	<u>7,600円</u>
		22 砂利採取法第16条の規定に基づく砂 利の採取計画の認可の申請に対する審 査（河川管理者として行うものを除く 。）	[略]	<u>36,100円</u>	22 砂利採取法第16条の規定に基づく砂 利の採取計画の認可の申請に対する審 査（河川管理者として行うものを除く 。）	[略]	<u>33,900円</u>
		23 砂利採取法第20条第1項の規定に基 づく砂利の採取計画の変更の認可の申 請に対する審査（河川管理者として行 うものを除く。）	[略]	<u>16,200円</u>	23 砂利採取法第20条第1項の規定に基 づく砂利の採取計画の変更の認可の申 請に対する審査（河川管理者として行 うものを除く。）	[略]	<u>15,000円</u>
		[略]			[略]		
	別表第4（第2条関係）	保健福祉事務関係手数料			別表第4（第2条関係）		
		保健福祉事務関係手数料			保健福祉事務関係手数料		
		事務	名称	金額	事務	名称	金額
	[略]			[略]			
	14 医療法第27条の規定に基づく病院の 検査	[略]	次に掲げる場合の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金	14 医療法第27条の規定に基づく病院の 検査	[略]	次に掲げる場合の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金	

		額 (1) [略] (2) その他の場 合 <u>14,000円</u>
15 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	[略]	次に掲げる場合の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金 額 (1) [略] (2) その他の場 合 <u>7,000円</u>
16 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	[略]	次に掲げる場合の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金 額 (1) [略] (2) その他の場 合 <u>5,000円</u>
[略]		
26 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する試験の実施	[略]	(1) 介護保険法 第69条の11第1 項に規定する試 験問題作成事務 <u>700円</u> (2) [略]
26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	<u>43,000円</u>

		額 (1) [略] (2) その他の場 合 <u>14,900円</u>
15 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	[略]	次に掲げる場合の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金 額 (1) [略] (2) その他の場 合 <u>7,700円</u>
16 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	[略]	次に掲げる場合の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金 額 (1) [略] (2) その他の場 合 <u>5,800円</u>
[略]		
26 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する試験の実施	[略]	(1) 介護保険法 第69条の11第1 項に規定する試 験問題作成事務 <u>1,800円</u> (2) [略]
26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	<u>43,200円</u>

[略]		
26の6 介護保険法第69条の7第2項に規定する研修の実施	[略]	34,400円
[略]		
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	<p>(1) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのない者に対する更新研修 34,400円</p> <p>(2) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのある者（以下「実務経験者」という。）であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が初めてで</p>

[略]		
26の6 介護保険法第69条の7第2項に規定する研修の実施	[略]	34,500円
[略]		
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	<p>(1) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのない者に対する更新研修 34,500円</p> <p>(2) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのある者（以下「実務経験者」という。）であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が初めてで</p>

		あるものに対する更新研修 <u>37,800円</u> (3) 実務経験者であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降であるものに対する更新研修 <u>16,900円</u>
[略]		
27の2 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15第1項に規定する研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に掲げるものに限る。)の実施	[略]	<u>28,600円</u>
27の3 介護保険法施行令第37条の15第1項に規定する研修(介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に掲げるものに限る。)の実施	[略]	<u>15,900円</u>
[略]		
32 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査	[略]	<u>7,100円</u>

		あるものに対する更新研修 <u>38,600円</u> (3) 実務経験者であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降であるものに対する更新研修 <u>17,200円</u>
[略]		
27の2 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15第1項に規定する研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に掲げるものに限る。)の実施	[略]	<u>29,100円</u>
27の3 介護保険法施行令第37条の15第1項に規定する研修(介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に掲げるものに限る。)の実施	[略]	<u>16,200円</u>
[略]		
32 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査	[略]	<u>7,500円</u>

33 大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更	[略]	<u>3,300円</u>
[略]		
40 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の規定により知事が行うこととされているものに限る。44の項及び49の項において同じ。）	[略]	<u>28,100円</u>
[略]		
42 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	[略]	<u>15,100円</u>
43 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	[略]	<u>6,600円</u>
44 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	[略]	<u>10,600円</u>
[略]		
48の2 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第9条の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の合格証の再交付	[略]	<u>3,000円</u>

33 大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更	[略]	<u>3,500円</u>
[略]		
40 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の規定により知事が行うこととされているものに限る。44の項及び49の項において同じ。）	[略]	<u>31,400円</u>
[略]		
42 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	[略]	<u>16,200円</u>
43 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	[略]	<u>8,300円</u>
44 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	[略]	<u>12,300円</u>
[略]		
48の2 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第9条の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の合格証の再交付	[略]	<u>3,100円</u>

49 毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業に係る登録の変更の申請に対する審査	[略]	<u>5,300円</u>
[略]		
51 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査	[略]	<u>4,300円</u>
52 覚せい剤取締法第3条第1項の規定に基づく覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査	[略]	<u>4,300円</u>
[略]		
57 覚せい剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付	[略]	<u>3,100円</u>
[略]		
59 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	[略]	<u>12,000円</u>
60 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査	[略]	<u>4,300円</u>
61 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年	[略]	<u>15,600円</u>

49 毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業に係る登録の変更の申請に対する審査	[略]	<u>6,200円</u>
[略]		
51 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査	[略]	<u>4,900円</u>
52 覚せい剤取締法第3条第1項の規定に基づく覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査	[略]	<u>4,900円</u>
[略]		
57 覚せい剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付	[略]	<u>3,200円</u>
[略]		
59 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	[略]	<u>12,500円</u>
60 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査	[略]	<u>4,900円</u>
61 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年	[略]	<u>15,700円</u>

法律第14号) 第50条第1項の規定に基づく向精神薬卸売業者の免許の申請に対する審査		
62 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬小売業者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>4,100円</u>
63 麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定に基づく知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置の登録の申請に対する審査	[略]	<u>4,100円</u>
[略]		
65 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>15,600円</u>
66 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>4,100円</u>
67 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬施用者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>4,100円</u>
68 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬管理者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>4,100円</u>
69 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬研究者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>4,100円</u>
70 医薬品、医療機器等の品質、有効性	[略]	<u>30,100円</u>

法律第14号) 第50条第1項の規定に基づく向精神薬卸売業者の免許の申請に対する審査		
62 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬小売業者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>4,500円</u>
63 麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定に基づく知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置の登録の申請に対する審査	[略]	<u>4,500円</u>
[略]		
65 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>15,700円</u>
66 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>4,500円</u>
67 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬施用者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>4,500円</u>
68 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬管理者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>4,500円</u>
69 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬研究者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>4,500円</u>
70 医薬品、医療機器等の品質、有効性	[略]	<u>31,600円</u>



及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査		
71 医薬品医療機器等法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>11,600円</u>
72 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく第一種医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>139,000円</u>
73 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>128,400円</u>
74 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第20条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品（80の項において「新指定医薬部外品」という。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	[略]	<u>119,300円</u>
75 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許	[略]	<u>59,100円</u>

及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査		
71 医薬品医療機器等法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
72 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく第一種医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>151,000円</u>
73 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>136,300円</u>
74 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第20条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品（80の項において「新指定医薬部外品」という。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	[略]	<u>136,300円</u>
75 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許	[略]	<u>68,300円</u>

可（前項に掲げるものを除く。）の申請に対する審査		
76 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく化粧品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>59,100円</u>
[略]		
78 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく第一種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>114,700円</u>
79 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>106,400円</u>
80 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（新指定医薬部外品に係るものに限る。）の更新の申請に対する審査	[略]	<u>97,300円</u>
81 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（前項に掲げるものを除く。）の更新の申請に対する審査	[略]	<u>48,200円</u>
82 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく化粧品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>48,200円</u>
83 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>3,900円</u>

可（前項に掲げるものを除く。）の申請に対する審査		
76 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく化粧品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>68,300円</u>
[略]		
78 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく第一種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>125,100円</u>
79 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>112,700円</u>
80 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（新指定医薬部外品に係るものに限る。）の更新の申請に対する審査	[略]	<u>112,700円</u>
81 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（前項に掲げるものを除く。）の更新の申請に対する審査	[略]	<u>52,500円</u>
82 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく化粧品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>52,500円</u>
83 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>4,800円</u>

84 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第26条第1項第3号に規定するものに限る。93の項及び102の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>94,500円</u>
85 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に規定するものに限る。94の項及び103の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>80,300円</u>
86 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に規定するものに限る。95の項及び104の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>42,400円</u>
87 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に規定するものに限る。96の項及び105の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>63,100円</u>

84 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第26条第1項第3号に規定するものに限る。93の項及び102の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>96,900円</u>
85 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に規定するものに限る。94の項及び103の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>85,100円</u>
86 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に規定するものに限る。95の項及び104の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>45,000円</u>
87 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に規定するものに限る。96の項及び105の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>86,800円</u>

88 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。97の項及び106の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>49,000円</u>
89 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定するものに限る。98の項及び107の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>28,800円</u>
90 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化粧品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に規定するものに限る。99の項及び108の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>49,000円</u>
91 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化粧品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に規定するものに限る。100の項及び109の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>28,800円</u>
92 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>11,600円</u>

88 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。97の項及び106の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>52,500円</u>
89 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定するものに限る。98の項及び107の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,400円</u>
90 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化粧品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に規定するものに限る。99の項及び108の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>49,500円</u>
91 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化粧品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に規定するものに限る。100の項及び109の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,400円</u>
92 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>12,200円</u>

93 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>56,600円</u>
94 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>43,400円</u>
95 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>25,700円</u>
96 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>42,200円</u>
97 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>30,500円</u>
98 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>20,400円</u>
99 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>30,500円</u>
100 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>20,400円</u>
[略]		
105 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の	[略]	<u>55,600円</u>

93 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>63,800円</u>
94 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>49,500円</u>
95 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>28,600円</u>
96 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>52,800円</u>
97 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>32,600円</u>
98 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>24,100円</u>
99 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>32,600円</u>
100 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>24,100円</u>
[略]		
105 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の	[略]	<u>68,600円</u>

区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査		
106 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>41,400円</u>
107 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>21,200円</u>
108 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく化粧品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>41,400円</u>
109 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく化粧品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>21,200円</u>
110 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく日本薬局方（医薬品医療機器等法第41条第1項に規定する日本薬局方をいう。129の項において同じ。）に収められている医薬品（114の項に掲げるものを除く。129の項において同じ。）の製造販売の承認の申請に対する審査	[略]	<u>45,100円</u>
[略]		

区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査		
106 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>41,600円</u>
107 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>26,400円</u>
108 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく化粧品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>41,600円</u>
109 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく化粧品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>26,400円</u>
110 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく日本薬局方（医薬品医療機器等法第41条第1項に規定する日本薬局方をいう。129の項において同じ。）に収められている医薬品（114の項に掲げるものを除く。129の項において同じ。）の製造販売の承認の申請に対する審査	[略]	<u>50,300円</u>
[略]		

112 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく医薬品（前2項及び114の項に掲げるものを除く。131の項において同じ。）の製造販売の承認の申請に対する審査	[略]	<u>80,400円</u>
[略]		
114 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	[略]	<u>90円</u>
[略]		
123 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。127の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	<u>53,800円</u>
[略]		
129 医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく日本薬局方に収められている医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	<u>25,400円</u>
130 医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医療用医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	<u>98,900円</u>
131 医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品の製造販売承認	[略]	<u>35,500円</u>

112 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく医薬品（前2項及び114の項に掲げるものを除く。131の項において同じ。）の製造販売の承認の申請に対する審査	[略]	<u>85,800円</u>
[略]		
114 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	[略]	<u>100円</u>
[略]		
123 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。127の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	<u>55,100円</u>
[略]		
129 医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく日本薬局方に収められている医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	<u>28,400円</u>
130 医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医療用医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	<u>106,300円</u>
131 医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品の製造販売承認	[略]	<u>36,300円</u>

事項の一部変更の承認の申請に対する 審査		
132 医薬品医療機器等法第14条第9項 の規定に基づく医薬部外品の製造販売 承認事項の一部変更の承認の申請に対 する審査	[略]	<u>25,400円</u>
133 医薬品医療機器等法第14条第9項 の規定に基づく薬局製造販売医薬品の 製造販売承認事項の一部変更の承認の 申請に対する審査	[略]	<u>90円</u>
134 医薬品医療機器等法第23条の2第 1項の規定に基づく第一種医療機器製 造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>139,000円</u>
135 医薬品医療機器等法第23条の2第 1項の規定に基づく第二種医療機器製 造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>128,400円</u>
136 医薬品医療機器等法第23条の2第 1項の規定に基づく第三種医療機器製 造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>102,000円</u>
137 医薬品医療機器等法第23条の2第 1項の規定に基づく体外診断用医薬品 製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>128,400円</u>
138 医薬品医療機器等法第23条の2第 2項の規定に基づく第一種医療機器製 造販売業許可の更新の申請に対する審 査	[略]	<u>114,700円</u>
139 医薬品医療機器等法第23条の2第	[略]	<u>106,400円</u>

事項の一部変更の承認の申請に対する 審査		
132 医薬品医療機器等法第14条第9項 の規定に基づく医薬部外品の製造販売 承認事項の一部変更の承認の申請に対 する審査	[略]	<u>26,200円</u>
133 医薬品医療機器等法第14条第9項 の規定に基づく薬局製造販売医薬品の 製造販売承認事項の一部変更の承認の 申請に対する審査	[略]	<u>100円</u>
134 医薬品医療機器等法第23条の2第 1項の規定に基づく第一種医療機器製 造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>151,000円</u>
135 医薬品医療機器等法第23条の2第 1項の規定に基づく第二種医療機器製 造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>136,300円</u>
136 医薬品医療機器等法第23条の2第 1項の規定に基づく第三種医療機器製 造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>104,800円</u>
137 医薬品医療機器等法第23条の2第 1項の規定に基づく体外診断用医薬品 製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>136,300円</u>
138 医薬品医療機器等法第23条の2第 2項の規定に基づく第一種医療機器製 造販売業許可の更新の申請に対する審 査	[略]	<u>125,100円</u>
139 医薬品医療機器等法第23条の2第	[略]	<u>112,700円</u>



2項の規定に基づく第二種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査		
140 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく第三種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>83,600円</u>
141 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>106,400円</u>
[略]		
146 医薬品医療機器等法第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>139,000円</u>
147 医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>114,700円</u>
148 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>30,100円</u>
149 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>11,600円</u>
[略]		
151 医薬品医療機器等法第33条第1項	[略]	<u>2,300円</u>

2項の規定に基づく第二種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査		
140 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく第三種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>86,300円</u>
141 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>112,700円</u>
[略]		
146 医薬品医療機器等法第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>151,000円</u>
147 医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>125,100円</u>
148 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
149 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
[略]		
151 医薬品医療機器等法第33条第1項	[略]	<u>2,400円</u>

の規定に基づく医薬品の配置販売業者 又はその配置員に対する配置販売従事 者の身分証明書の書換え交付		
[略]		
154 医薬品医療機器等法第36条の8第 1項の規定に基づく資質の確認に係る 試験の合格証明書の交付	[略]	<u>3,000円</u>
[略]		
156 医薬品医療機器等法第36条の8第 2項の規定に基づく登録に関する登録 証の書換え交付	[略]	<u>2,300円</u>
[略]		
158 医薬品医療機器等法第39条第1項 の規定に基づく高度管理医療機器又は 特定保守管理医療機器（以下「高度管 理医療機器等」という。）の販売業又 は貸与業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>30,100円</u>
159 医薬品医療機器等法第39条第4項 の規定に基づく高度管理医療機器等の 販売業又は貸与業の許可の更新の申請 に対する審査	[略]	<u>11,600円</u>
[略]		
163 医薬品医療機器等法第40条の5第 1項の規定に基づく再生医療等製品の 販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>30,100円</u>
164 医薬品医療機器等法第40条の5第 4項の規定に基づく再生医療等製品の	[略]	<u>11,600円</u>

の規定に基づく医薬品の配置販売業者 又はその配置員に対する配置販売従事 者の身分証明書の書換え交付		
[略]		
154 医薬品医療機器等法第36条の8第 1項の規定に基づく資質の確認に係る 試験の合格証明書の交付	[略]	<u>3,100円</u>
[略]		
156 医薬品医療機器等法第36条の8第 2項の規定に基づく登録に関する登録 証の書換え交付	[略]	<u>2,400円</u>
[略]		
158 医薬品医療機器等法第39条第1項 の規定に基づく高度管理医療機器又は 特定保守管理医療機器（以下「高度管 理医療機器等」という。）の販売業又 は貸与業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
159 医薬品医療機器等法第39条第4項 の規定に基づく高度管理医療機器等の 販売業又は貸与業の許可の更新の申請 に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
[略]		
163 医薬品医療機器等法第40条の5第 1項の規定に基づく再生医療等製品の 販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
164 医薬品医療機器等法第40条の5第 4項の規定に基づく再生医療等製品の	[略]	<u>13,900円</u>

販売業の許可の更新の申請に対する審査		
[略]		
179 医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	[略]	<u>2,300円</u>
[略]		
181 医薬品医療機器等法施行令第5条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の書換え交付	[略]	<u>2,300円</u>
[略]		
183 医薬品医療機器等法施行令第12条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付	[略]	<u>2,300円</u>
[略]		
185 医薬品医療機器等法施行令第37条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	[略]	<u>2,300円</u>
[略]		
187 医薬品医療機器等法施行令第37条の9第1項（医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又	[略]	<u>2,300円</u>

販売業の許可の更新の申請に対する審査		
[略]		
179 医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	[略]	<u>2,400円</u>
[略]		
181 医薬品医療機器等法施行令第5条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の書換え交付	[略]	<u>2,400円</u>
[略]		
183 医薬品医療機器等法施行令第12条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付	[略]	<u>2,400円</u>
[略]		
185 医薬品医療機器等法施行令第37条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	[略]	<u>2,400円</u>
[略]		
187 医薬品医療機器等法施行令第37条の9第1項（医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又	[略]	<u>2,400円</u>

は医療機器の修理業の許可証の書換え 交付		
[略]		
189 医薬品医療機器等法施行令第43条 の4第1項の規定に基づく再生医療等 製品の製造販売業の許可証の書換え交 付	[略]	<u>2,300円</u>
[略]		
191 医薬品医療機器等法施行令第45条 第1項の規定に基づく医薬品の販売業 、高度管理医療機器等の販売業若しく は貸与業又は再生医療等製品の販売業 の許可証の書換え交付	[略]	<u>2,300円</u>
[略]		

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
29 医薬品医療機器等法第24条第1項の 規定に基づく医薬品の販売業の許可の 申請に対する審査	[略]	<u>30,100円</u>
30 医薬品医療機器等法第24条第2項の 規定に基づく医薬品の販売業の許可の 更新の申請に対する審査	[略]	<u>11,600円</u>
[略]		
30の3 医薬品医療機器等法第33条第1 項の規定に基づく医薬品の配置販売業	[略]	<u>2,300円</u>

は医療機器の修理業の許可証の書換え 交付		
[略]		
189 医薬品医療機器等法施行令第43条 の4第1項の規定に基づく再生医療等 製品の製造販売業の許可証の書換え交 付	[略]	<u>2,400円</u>
[略]		
191 医薬品医療機器等法施行令第45条 第1項の規定に基づく医薬品の販売業 、高度管理医療機器等の販売業若しく は貸与業又は再生医療等製品の販売業 の許可証の書換え交付	[略]	<u>2,400円</u>
[略]		

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
29 医薬品医療機器等法第24条第1項の 規定に基づく医薬品の販売業の許可の 申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
30 医薬品医療機器等法第24条第2項の 規定に基づく医薬品の販売業の許可の 更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
[略]		
30の3 医薬品医療機器等法第33条第1 項の規定に基づく医薬品の配置販売業	[略]	<u>2,400円</u>

者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付		
[略]		
30の8 医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第36条の8第2項の規定に基づく登録に関する登録証の書換え交付	[略]	<u>2,300円</u>
[略]		
31 医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>30,100円</u>
32 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>11,600円</u>
32の2 医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>30,100円</u>
32の3 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>11,600円</u>
33 医薬品医療機器等法施行令第45条第	[略]	<u>2,300円</u>

者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付		
[略]		
30の8 医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第36条の8第2項の規定に基づく登録に関する登録証の書換え交付	[略]	<u>2,400円</u>
[略]		
31 医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
32 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
32の2 医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
32の3 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
33 医薬品医療機器等法施行令第45条第	[略]	<u>2,400円</u>

1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付		
[略]		

1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付		
[略]		

2 別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
52 [略]	[略]	

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
52 [略]	[略]	
53 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の規定に基づく土地 使用権等の取得についての裁定の申請 に関する事務（国及び県並びに知事が 定める法人が申請する場合を除く。54 の項から56の項までに掲げる事務にお いて同じ。）	土地使用 権等取得 裁定申請 手数料	損失の補償金の見 積額の次に掲げる 場合の区分に応じ 、それぞれ次に定 める額 (1) 損失の補償 金の見積額が10 万円以下の場合 27,000円 (2) 損失の補償 金の見積額が10 万円を超え100 万円以下の場合 27,000円に損 失の補償金の見 積額の10万円を

超える部分が5  
万円に達するご  
とに2,700円を  
加えた額

(3) 損失の補償

金の見積額が  
100万円を超え  
500万円以下の  
場合 75,600円  
に損失の補償金  
の見積額の100  
万円を超える部  
分が10万円に達  
するごとに  
3,400円を加え  
た額

(4) 損失の補償

金の見積額が  
500万円を超え  
2,000万円以下  
の場 合  
211,600円に損  
失の補償金の見  
積額の500万円  
を超える部分が  
100万円に達す  
るごとに3,500

			<p>円を加えた額</p> <p>(5) 損失の補償  <u>金の見積額が</u>  <u>2,000万円を超</u>  <u>え1億円以下の</u>  <u>場合 264,100</u>  <u>円に損失の補償</u>  <u>金の見積額の</u>  <u>2,000万円を超</u>  <u>える部分が400</u>  <u>万円に達するご</u>  <u>とに4,800円を</u>  <u>加えた額</u></p> <p>(6) 損失の補償  <u>金の見積額が1</u>  <u>億円を超える場</u>  <u>合 360,100円</u></p>
54	所有者不明土地の利用の円滑化等に <u>関する特別措置法第19条第1項の規定</u> <u>に基づく土地等使用権の存続期間の延</u> <u>長についての裁定の申請に関する事務</u>	土地等使 <u>用権存続</u> <u>期間延長</u> <u>裁定申請</u> <u>手数料</u>	損失の補償金の見 <u>積額の53の項に掲</u> <u>げる場合の区分に</u> <u>応じ、それぞれ同</u> <u>項に定める額</u>
55	所有者不明土地の利用の円滑化等に <u>関する特別措置法第27条第1項の規定</u> <u>に基づく特定所有者不明土地の収用又</u> <u>は使用についての裁定の申請に関する</u> <u>事務</u>	収用適格 <u>事業に係</u> <u>る特定所</u> <u>有者不明</u> <u>土地の収</u>	損失の補償金の見 <u>積額の53の項に掲</u> <u>げる場合の区分に</u> <u>応じ、それぞれ同</u> <u>項に定める額</u>



			用又は使用の裁定申請手数料
		56 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請に関する事務	都市計画事業に係る特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料 損失の補償金の見積額の53の項に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項に定める額

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 岩手県手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第4（第2条関係） 保健福祉事務関係手数料			別表第4（第2条関係） 保健福祉事務関係手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第8条の規定に基づく准看護師の免許	[略]	<u>5,600円</u>	1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第8条の規定に基づく准看護師の免許	[略]	<u>5,700円</u>
[略]			[略]		
3 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換交付	[略]	<u>3,400円</u>	3 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換交付	[略]	<u>3,500円</u>

4 保健師助産師看護師法施行令第7条第2項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	[略]	<u>4,100円</u>
5 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく保健婦免状の書換交付	[略]	<u>3,400円</u>
6 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の書換交付	[略]	<u>3,400円</u>
7 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状の再交付	[略]	<u>4,100円</u>
8 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の再交付	[略]	<u>4,100円</u>
[略]		
10 保健師助産師看護師法施行規則附則第5項及び第6項第1号に規定する助産婦名簿の謄本の交付	[略]	<u>4,300円</u>
[略]		
19 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	[略]	<u>80,000円</u>

4 保健師助産師看護師法施行令第7条第2項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	[略]	<u>4,200円</u>
5 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく保健婦免状の書換交付	[略]	<u>3,500円</u>
6 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の書換交付	[略]	<u>3,500円</u>
7 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状の再交付	[略]	<u>4,200円</u>
8 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の再交付	[略]	<u>4,200円</u>
[略]		
10 保健師助産師看護師法施行規則附則第5項及び第6項第1号に規定する助産婦名簿の謄本の交付	[略]	<u>4,400円</u>
[略]		
19 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	[略]	<u>81,000円</u>

[略]		
22 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	[略]	<u>61,000円</u>
[略]		
26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	<u>43,200円</u>
[略]		
26の6 介護保険法第69条の7第2項に規定する研修の実施	[略]	<u>34,500円</u>
[略]		
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	(1) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのない者に対する更新研修 <u>34,500円</u> (2) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのある者（

[略]		
22 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	[略]	<u>62,000円</u>
[略]		
26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	<u>43,800円</u>
[略]		
26の6 介護保険法第69条の7第2項に規定する研修の実施	[略]	<u>34,900円</u>
[略]		
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	(1) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのない者に対する更新研修 <u>34,900円</u> (2) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのある者（

		<p>以下「実務経験者」という。)であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が初めてであるものに対する更新研修</p> <p style="text-align: right;"><u>38,600円</u></p> <p>(3) 実務経験者であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降であるものに対する更新研修</p> <p style="text-align: right;"><u>17,200円</u></p>
[略]		
27の2 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15第1項に規定する研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に掲げるものに限る。)の実施	[略]	<u>29,100円</u>
27の3 介護保険法施行令第37条の15第1項に規定する研修(介護保険法施行	[略]	<u>16,200円</u>

		<p>以下「実務経験者」という。)であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が初めてであるものに対する更新研修</p> <p style="text-align: right;"><u>39,200円</u></p> <p>(3) 実務経験者であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降であるものに対する更新研修</p> <p style="text-align: right;"><u>17,500円</u></p>
[略]		
27の2 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15第1項に規定する研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に掲げるものに限る。)の実施	[略]	<u>29,500円</u>
27の3 介護保険法施行令第37条の15第1項に規定する研修(介護保険法施行	[略]	<u>16,500円</u>

規則第140条の68第1項第2号に掲げるものに限る。)の実施		
[略]		
40 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の規定により知事が行うこととされているものに限る。44の項及び49の項において同じ。）	[略]	<u>31,400円</u>
[略]		
44 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	[略]	<u>12,300円</u>
[略]		
59 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	[略]	<u>12,500円</u>
[略]		
61 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条第1項の規定に基づく向精神薬卸売業者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>15,700円</u>
[略]		
65 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1	[略]	<u>15,700円</u>

規則第140条の68第1項第2号に掲げるものに限る。)の実施		
[略]		
40 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の規定により知事が行うこととされているものに限る。44の項及び49の項において同じ。）	[略]	<u>31,500円</u>
[略]		
44 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	[略]	<u>12,400円</u>
[略]		
59 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	[略]	<u>12,600円</u>
[略]		
61 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条第1項の規定に基づく向精神薬卸売業者の免許の申請に対する審査	[略]	<u>15,800円</u>
[略]		
65 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1	[略]	<u>15,800円</u>

項の規定に基づく麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査		
[略]		
70 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
71 医薬品医療機器等法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
72 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく第一種医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>151,000円</u>
73 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>136,300円</u>
74 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第20条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品（80の項において「新指定医薬部外品」という。）に	[略]	<u>136,300円</u>

項の規定に基づく麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査		
[略]		
70 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,700円</u>
71 医薬品医療機器等法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>14,000円</u>
72 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく第一種医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>151,100円</u>
73 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>136,500円</u>
74 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第20条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品（80の項において「新指定医薬部外品」という。）に	[略]	<u>136,500円</u>

係るものに限る。)の申請に対する審査		
75 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可(前項に掲げるものを除く。)の申請に対する審査	[略]	<u>68,300円</u>
76 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく化粧品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>68,300円</u>
[略]		
78 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく第一種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>125,100円</u>
79 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>112,700円</u>
80 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可(新指定医薬部外品に係るものに限る。)の更新の申請に対する審査	[略]	<u>112,700円</u>
81 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可(前項に掲げるものを除く。)の更新の申請に対する審査	[略]	<u>52,500円</u>
82 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく化粧品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>52,500円</u>

係るものに限る。)の申請に対する審査		
75 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可(前項に掲げるものを除く。)の申請に対する審査	[略]	<u>68,400円</u>
76 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく化粧品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>68,400円</u>
[略]		
78 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく第一種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>125,200円</u>
79 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>112,800円</u>
80 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可(新指定医薬部外品に係るものに限る。)の更新の申請に対する審査	[略]	<u>112,800円</u>
81 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可(前項に掲げるものを除く。)の更新の申請に対する審査	[略]	<u>52,600円</u>
82 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく化粧品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>52,600円</u>

[略]		
84 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第26条第1項第3号に規定するものに限る。93の項及び102の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>96,900円</u>
85 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に規定するものに限る。94の項及び103の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>85,100円</u>
[略]		
87 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に規定するものに限る。96の項及び105の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>86,800円</u>
88 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。97の	[略]	<u>52,500円</u>

[略]		
84 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第26条第1項第3号に規定するものに限る。93の項及び102の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>97,100円</u>
85 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に規定するものに限る。94の項及び103の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>85,300円</u>
[略]		
87 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に規定するものに限る。96の項及び105の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]	<u>86,900円</u>
88 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。97の	[略]	<u>52,600円</u>



項及び106の項において同じ。)の許可の申請に対する審査		
89 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定するものに限る。98の項及び107の項において同じ。)の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,400円</u>
[略]		
91 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化粧品の製造業(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に規定するものに限る。100の項及び109の項において同じ。)の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,400円</u>
92 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>12,200円</u>
93 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>63,800円</u>
[略]		
95 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>28,600円</u>
96 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許	[略]	<u>52,800円</u>

項及び106の項において同じ。)の許可の申請に対する審査		
89 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定するものに限る。98の項及び107の項において同じ。)の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,500円</u>
[略]		
91 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化粧品の製造業(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に規定するものに限る。100の項及び109の項において同じ。)の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,500円</u>
92 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>12,300円</u>
93 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>63,900円</u>
[略]		
95 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>28,700円</u>
96 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許	[略]	<u>52,900円</u>

可の更新の申請に対する審査		
[略]		
98 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>24,100円</u>
[略]		
100 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく化粧品製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>24,100円</u>
[略]		
105 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>68,600円</u>
[略]		
107 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>26,400円</u>
[略]		
109 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく化粧品製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>26,400円</u>
110 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく日本薬局方（医薬品医療機器等法第41条第1項に規定する日本	[略]	<u>50,300円</u>

可の更新の申請に対する審査		
[略]		
98 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>24,200円</u>
[略]		
100 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく化粧品製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>24,200円</u>
[略]		
105 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>68,700円</u>
[略]		
107 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>26,500円</u>
[略]		
109 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく化粧品製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]	<u>26,500円</u>
110 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく日本薬局方（医薬品医療機器等法第41条第1項に規定する日本	[略]	<u>50,400円</u>

薬局方をいう。129の項において同じ。 )に収められている医薬品(114の項に掲げるものを除く。129の項において同じ。)の製造販売の承認の申請に対する審査		
[略]		
123 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。127の項において同じ。)の製造所に係る調査(同項の調査を除く。)	[略]	<u>55,100円</u>
[略]		
134 医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定に基づく第一種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>151,000円</u>
135 医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定に基づく第二種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>136,300円</u>
136 医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定に基づく第三種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>104,800円</u>
137 医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>136,300円</u>
138 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく第一種医療機器製造	[略]	<u>125,100円</u>

薬局方をいう。129の項において同じ。 )に収められている医薬品(114の項に掲げるものを除く。129の項において同じ。)の製造販売の承認の申請に対する審査		
[略]		
123 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。127の項において同じ。)の製造所に係る調査(同項の調査を除く。)	[略]	<u>55,200円</u>
[略]		
134 医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定に基づく第一種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>151,100円</u>
135 医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定に基づく第二種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>136,500円</u>
136 医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定に基づく第三種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>105,000円</u>
137 医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	[略]	<u>136,500円</u>
138 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく第一種医療機器製造	[略]	<u>125,200円</u>

販売業許可の更新の申請に対する審査		
139 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく第二種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>112,700円</u>
140 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく第三種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>86,300円</u>
141 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>112,700円</u>
[略]		
146 医薬品医療機器等法第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>151,000円</u>
147 医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>125,100円</u>
148 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
149 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
[略]		
158 医薬品医療機器等法第39条第1項の	[略]	<u>31,600円</u>

販売業許可の更新の申請に対する審査		
139 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく第二種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>112,800円</u>
140 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく第三種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>86,400円</u>
141 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>112,800円</u>
[略]		
146 医薬品医療機器等法第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>151,100円</u>
147 医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>125,200円</u>
148 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,700円</u>
149 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>14,000円</u>
[略]		
158 医薬品医療機器等法第39条第1項の	[略]	<u>31,700円</u>

規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査		
159 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
[略]		
163 医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
164 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
[略]		

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
29 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
30 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
[略]		

規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査		
159 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>14,000円</u>
[略]		
163 医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,700円</u>
164 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>14,000円</u>
[略]		

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
29 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,700円</u>
30 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>14,000円</u>
[略]		

31 医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
32 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
32の2 医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,600円</u>
32の3 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>13,900円</u>
[略]		

31 医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,700円</u>
32 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>14,000円</u>
32の2 医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	[略]	<u>31,700円</u>
32の3 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	<u>14,000円</u>
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条中表1の項の改正部分 平成31年4月1日
- (3) 第2条中表2の項の改正部分 平成31年6月1日
- (4) 第3条の規定 平成31年10月1日